

意見書第 7 号

国民皆保険制度と医療を受ける権利を守るため現行の健康保険証存続を
求める意見書

上記の議案を読谷村議会会議規則（昭和 62 年読谷村議会規則第 1 号）第
14 条第 1 項及び第 3 項の規定により提出します。

令和 6 年 9 月 26 日提出

読谷村議会議長 伊 波 篤 殿

提出者 読谷村議会文教厚生常任委員会
委員長 松 田 昌 邦

国民皆保険制度と医療を受ける権利を守るため現行の健康保険証存続を求める意見書

政府は任意のマイナンバーカードと健康保険証を一体化させる、いわゆる「マイナ保険証」を進めている。

マイナンバーカードの保有率については、令和6年8月末時点で全国は74.8%（読谷村においては64%）となっていて、マイナ保険証の登録件数は令和6年8月末時点で約7,532万件となっている。

マイナ保険証の利用率については令和6年7月の利用率が11.13%と低迷していて、国民の理解が十分とは言えない現状である。

本村における利用率も令和6年7月時点で6.0%と低迷しており、様々な要因が挙げられている。政府は現行の健康保険証を令和6年12月2日より新規発行しなくなることから、申請しない方へ「資格確認書」の発行で対応する事とし、その有効期限を概ね5年間としている。

「マイナ保険証」への切替に伴い、医療機関において「暗証番号や顔認証」による確認が行われるが、高齢者や障がい者においては操作が難しく様々な個人情報紐付けされたカード管理の困難さもある。

現行の健康保険証との併用を強く要望する声も多くあることから、今後とも政府は丁寧な説明と、安心して利用できる制度及び個人情報漏洩などのセキュリティ対策の徹底を速やかに行う事が求められる。

よって、一連の懸念が払拭されるまでは、現行の健康保険証の廃止を延期し存続させる措置を講じる事を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

令和6年9月26日

沖縄県読谷村議会

宛先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、デジタル大臣、衆議院議長、参議院議長